

## 仙台市結核定期健康診断補助金交付要綱

(平成元年12月21日衛生局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結核予防事業の推進のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設をいう。以下同じ。）の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用に対し、予算の範囲内において法第60条の規定に基づき補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- 二 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金は、結核に係る定期の健康診断を実施した学校又は施設の設置者に対して交付する。ただし、当該交付を受ける設置者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者でなければならない。

- 一 本市の市税を滞納していないこと
- 二 その者（その者が法人である場合は当該法人の役員）が暴力団と関係を有していないこと

### (市税の滞納がないことの確認)

第4条 前条第1号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて、市長が市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

### (市税の取扱い)

第5条 第3条第1号に規定する市税とは、申請者が個人の場合にあっては、

個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税とする。申請者が個人以外の場合にあっては、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（交付対象費用）

第6条 この補助金の補助対象は、学校の長又は施設の長が、当該学校の学生、生徒又は当該施設に入所している者に対して行う健康診断に要する費用とする。ただし、当該費用を徴する場合は交付対象から除外する。

（補助金の額）

第7条 補助金の交付額を算出するにあつては、別表補助金交付基準第1欄に定める基準額と第2欄に定める交付対象費用の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、その選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、仙台市結核定期健康診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとし、その提出期限は別に定める。

- 一 実施結果報告書（様式第2号）
- 二 事業実績を証する書類（領収書の写し等）
- 三 収支計算書（様式第3号）
- 四 市税納付状況照会同意書（様式第4号）
- 五 その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市結核定期健康診断補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 前条の規定による補助金交付申請書を受理してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日間とする。

（申請の取り下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日以内に仙台市結核定期健康診断補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、第9条に規定する補助金交付決定の通知を受けた場合、仙台市結核定期健康診断補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならないものとし、その提出期限は別に定める。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に充当したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成元年12月22日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。

附則

本要綱は、平成15年12月16日から施行する。

附則

本要綱は、平成16年12月16日から施行する。

附則

本要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附則（平成19年4月1日改正）

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月19日改正）

本要綱は、平成21年1月19日から施行する。

附 則（平成23年1月11日改正）

本要綱は、平成23年1月11日から施行する。

附 則（平成25年12月11日改正）

本要綱は、平成25年12月11日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年12月15日改正）

本要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

1 本要綱は、令和元年10月1日から実施する。

2 デジタル撮影については、別表基準額（4）直接撮影の額を適応する。

附 則（令和2年11月30日改正）

本要綱は、令和2年12月1日から実施し、令和2年度予算に係る事業から適用する。

附 則（令和3年11月1日改正）

本要綱は、令和3年11月1日から実施し、令和3年度予算に係る事業から適用する。

附 則（令和4年10月7日改正）

本要綱は、令和4年10月7日から実施し、令和4年度予算に係る事業から適用する。

附 則（令和5年10月27日改正）

本要綱は、令和5年10月27日から実施し、令和5年度予算に係る事業から適用する。

## 別表

## 補助金交付基準

令和5年4月から適用

第1 基準額	第2 交付対象費用
<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 医療機関（保健所を除く。以下同じ。）で、レンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 454円</p> <p>(2) 医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 478円</p> <p>(3) 医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 × 506円</p> <p>(4) やむを得ない事情で直接撮影のみを行なった場合は、直接撮影を行なった者の延べ数 × 1,767円</p>	<p>学校又は施設の設置者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項による結核に係る定期の健康診断を行うために必要な報酬、職員手当、賃金、報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費及び公課費</p>